

公共的建築物整備項目対応表

(寄宿舎または下宿その他これらに類する施設用)

1 建築物の用途	2 延床面積	m ²
□ 建築物およびその敷地内に多数の者が使用する車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設、利用居室等を設ける場合は、移動等円滑化経路等のチェックシートである、第6号様式(第3片)(裏)および(第4片)を添付すること。		
1 多数の者が利用するもの(特定経路等を含む。)		
整備項目	チェック	整備内容
・対象となる整備項目の□に☑等を記入	重点整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ チェック欄には、整備ができるものは「○」、できないものは「×」、整備対象がない場合は「／」を記入。 ・ 整備内容欄の※は、備考を参照、また、緩和措置欄の数字が記入されているものは、備考の緩和措置を参照。
□ 2 出入口 特定経路等以外の多数の者が利用する出入口	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋外へ通ずる出入口の戸にガラスを設ける場合、衝突防止の措置 2 屋外へ通ずる出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通行可能な構造とし、その前後に高低差なし 3 上記1、2に掲げる屋外へ通ずる出入口の1以上は、つぎに掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> ① 幅$\geq 85\text{cm}$ (開放時有効) ② ひさしままたは屋根を設置
□ 3 廊下等 特定経路等以外の建築物内の廊下	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(※1)を敷設 3 段差を設けないこと。(傾斜路または昇降機を併設する場合を除く。) 4 幅$\geq 120\text{cm}$ 5 手すりを設置 6 突出物を設けないこと。(安全策を講じた場合は、この限りでない。) 7 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置 8 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし
□ 4 階段 建築物内の階段	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 段がある部分に、手すりを設置 2 踏り場に手すりを設置 3 1以上の踏り場に手すりを設置 4 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 5 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 6 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造 7 段の上下端に近接する踏り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設 8 主たる階段は回り階段でないこと。(回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難な場合を除く。) 9 手すり子形式とする場合は、立ち上がり$\geq 2\text{cm}$ 10 段鼻に滑り止めを設置 11 幅員が300cmを超える場合は、中央部に手すりを設置 12 けあけおよび踏面の寸法をそれぞれ一定 13 階段のうち1以上は、つぎに掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> ① 踏り場を含めて、両側に手すりを設置 ② けあげ$\leq 18\text{cm}$、踏面$\geq 26\text{cm}$ ③ 幅$\geq 120\text{cm}$ (手すりの幅$\leq 10\text{cm}$を限度として、ないものとみなす。)
□ 5 傾斜路 特定経路等以外の屋内の傾斜路	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 手すりを設置 2 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 3 前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 4 高さ$> 75\text{cm}$の場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅$\geq 150\text{cm}$の平たんな踏り場を設置 5 廊下等と交差する傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を確保 6 勾配$\leq 1/12$ 7 階段に代わるもの場合は幅$\geq 120\text{cm}$、階段に併設の場合は幅$\geq 90\text{cm}$ 8 両側に側壁または高さ$\geq 5\text{cm}$の立ち上がりを設置
□ 6 エレベーターおよびその乗降ロビー エレベーターが複数基ある場合、2基目以降	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 乗降ロビーは高低差なく、幅$\geq 150\text{cm}$および奥行き$\geq 150\text{cm}$ 2 エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降ロビーに転落防止策を講ずること。 3 籠内に、停止予定階および現在位置の表示装置を設置 4 籠の到着階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置 5 乗降ロビーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置 6 籠内または乗降ロビーに、籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置 7 籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置
□ 7 特殊な構造または使用形態の昇降機 特定経路等以外の段差解消機やエスカレーター等	—	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの 2 エレベーターにあっては、つぎに掲げるもの <ol style="list-style-type: none"> ① 車椅子使用者が利用できる構造 ② 鍵の使用が必要な場合は、呼び出しボタン等を設置 3 エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1に規定するもの

整備項目	チェック 重点整備	整備内容	緩和措置
□ 8 便所 <small>居住者等の多数の者が利用する共用便所</small>		1 便所は、つぎに掲げるもの ① 便所の数は、階の階数に相当する数以上設けること。 ② 便所は特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設けること。 ③ 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 便所には、車椅子使用者用便房(※2)を1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)設置 3 上記2に掲げるもののほか、便所のうち1以上(つぎに掲げる場合はその数以上)に車椅子使用者用便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置 ① 床面積が10,000m ² を超える階(大規模階)を有する場合で、当該階の利用部分の床面積が10,000m ² を超え40,000m ² 以下の場合は2以上、当該階の利用部分の床面積が40,000m ² を超える場合は、20,000m ² ごとに1以上(当該階の便所の数がこの数より少ない場合は、便所の数以上)設置 ② 床面積が1,000m ² 未満の階(小規模階)を有する場合は、当該階の利用部分の床面積の合計が1,000m ² に達するごとに1以上(便所設置階の数がこの数より少ない場合は、便所設置階の数以上)設置 ③ 車椅子使用者用便房は、つぎに掲げる構造とすること。 ア 腰掛便座、手すり等を適切に配置 イ 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保 ウ 一般用の便所に近接し、わかりやすく利用しやすい位置に設置 エ 出入口に、当該車椅子使用者用便房の設備および機能の表示 オ ペーパーホルダーを便器の両側に設置 4 便所のうち1以上(男女別の場合は、それぞれ1以上)には、水洗器具(オストメイト対応設備)を設けた便房を1以上設置 5 便所は、つぎに掲げるもの ① 出入口および床面に段差を設けないこと。 ② 便房の設備は、JIS S 0026に基づき整備すること。 ③ 便房に棚またはフックを設置 ④ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上 6 便所に男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上に手すり付きの床置式(壁掛式は、受け口の高さ≤35cm)の小便器を1以上設置	3 4
□ 9 浴室等 <small>居住者等が利用する共用の浴室や脱衣室</small>		1 浴室等を設ける場合には、床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 上記1に掲げるもののほか、つぎに掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置(男女別の場合はそれぞれ1以上) ① 浴槽、シャワー、手すり、レバー式等の水栓金具、緊急通報設備等を適切に配置 ② 車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保 ③ 出入口の幅≥85cm(開放時有効) ④ 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし 3 上記2の浴室等に脱衣室を設ける場合(男女別の場合はそれぞれ1以上)には、つぎに掲げるもの ① 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保 ② 室内に段差を設けないこと。	
□ 10 敷地内の通路 <small>特定経路等以外の多数の者が利用する敷地内通路</small>		1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 段がある部分は、つぎに掲げるもの ① 手すりを設置 ② 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 ③ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造 ④ 上下端には、点状ブロック等(※1)を敷設(点状ブロック等の敷設が利用上特に支障を來す場合には、代替措置) ⑤ 段の両側に立ち上がり≥2cm(通行の支障となる場合は、この限りでない。) 3 傾斜路は、つぎに掲げるもの ① 手すりを設置 ② 勾配>1/12または高さ>16cmかつ勾配>1/20の傾斜には手すりを設置 ③ 前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 ④ 高さ>75cmの場合は、高さ75cm以内ごとに踏幅≥150cmの踊り場を設置 ⑤ 両側に側壁または高さ≤5cmの立ち上がりを設置 ⑥ 他の通路等と交差する傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を確保 ⑦ 勾配≤1/12、高さ≤16cmの場合は勾配≤1/8 ⑧ 幅≥135cm、段に併設する場合は幅≥90cm 4 幅≥135cm 5 歩行者と車の動線を分離 6 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置	

公共的建築物整備項目対応表

整備項目	チェック 重点 整備	整備内容	緩和措置
□ 11 駐車場 多数の者が利用する駐車場		1 駐車場を設ける場合には、車椅子使用者用駐車施設をつぎに掲げる数以上設置 ① 全駐車台数≤200の場合、車椅子使用者用駐車施設≥駐車台数×1/50(1未満の端数は切上げ) ② 全駐車台数>200の場合、車椅子使用者用駐車施設≥駐車台数×1/100+2(1未満の端数は切上げ) ③ 車椅子使用者用駐車施設を1以上設置 2 車椅子使用者用駐車施設は、つぎに掲げるもの ① 幅≥490cm(車体の駐車スペースは幅≥210cm、その両側の乗降用スペースは幅≥140cm) ② 幅≥350cm(車体の駐車スペース幅≥210cm+片側に乗降用スペース幅≥140cm) ③ 車椅子使用者用駐車施設から利用居室(利用居室がない場合は道等)までの経路の長さができるだけ短くなる位置 ④ 車椅子使用者用駐車施設から特定経路等を構成する屋外への出入口までの経路の長さができるだけ短くなる位置 3 車椅子使用者用駐車施設または付近に、利用居室等までの経路についての誘導表示を設置 4 車椅子使用者用駐車施設の駐車スペースの床面にその旨を表示し、乗降用スペースの床面に斜線を表示 5 特定経路等を構成する車椅子使用者用駐車施設から屋外への出入口までの通路は、歩行者の専用通路とすること。 6 車椅子使用者用駐車施設および上記5に規定する通路に屋根またはひさしを設置 7 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設の設置が分かる標識を設置(進入口から容易に視認できる場合を除く。) 8 駐車場の進入口に、車椅子使用者用駐車施設への誘導用の標識を設置(進入口から容易に視認できる場合を除く。) 9 高齢者、妊産婦等が、円滑に駐車および乗降できる駐車施設(幅≥270cm、奥行き≥540cm)を設置し、高齢者、妊産婦等の利用が優先である旨の表示	5
□ 12 標識 車椅子利用設備等のピクトサイン等の表示		1 昇降機、便所または駐車施設の付近に、つぎに掲げる要件に該当する標識を設置 ① 多数の者が見やすい位置に設置 ② 表示すべき内容が容易に識別可能(JIS Z 8210に適合するもの)	
□ 13 案内設備 エレベーターや共用便所、車椅子駐車場の位置を表示した案内板または案内所(管理人室等)		1 建築物または敷地に、昇降機、便所、駐車施設の配置を示す案内板等を設置(容易に視認できる場合を除く。) 2 建築物または敷地に、EV、便所の配置を、つぎに掲げる方法により視覚障害者に示す案内設備を設置 ① 文字等の浮き彫り ② 音による案内 ③ 点字および上記①または②に類するもの 3 案内所を設置(上記1および2は適用しない。)	
□ 14 案内設備までの経路 道から案内板または案内所(管理人室等)までの視覚障害者に対する誘導措置		1 道等から視覚障害者に示す案内設備または案内所までの経路のうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路等とすること。 案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認可能で、道等から出入口までの経路を、視覚障害者移動等円滑化経路等とすること。 2 視覚障害者移動等円滑化経路等は、つぎに掲げるもの ① 線状プロック等(※2)および点状プロック等(※1)の適切な敷設または音声等で視覚障害者を誘導する設備を設置 ② 敷地内の通路のつぎに掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状プロック等(※1)を敷設 ア 車路に近接する部分 イ 段がある部分の上下端に近接する部分または傾斜がある部分の上端に近接する部分	6
□ 15 公共的通路 総合設計による公開空地や、地区計画による歩行者通路等 多数の者が自由に通行することができる通路		1 建築物外部の公共的通路の1以上は、つぎに掲げる構造のもの ① 通路の幅≥200cm、通行に支障のない高さ空間を確保 ② 通路面の段差の禁止 ③ 床面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ ④ 敷地外の道路または公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者誘導用プロックを敷設 ⑤ 階段を設ける場合は、つぎの基準に定める構造 ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設置 イ 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造 エ 段がある部分の上下端に近接する部分および踊り場(直進≥250cmを除く。)の部分には、点状プロック等(※1)を敷設 オ 主たる階段は、回り階段でないこと。(回り階段以外を確保することが困難であるときは、この限りでない。) カ けあげ≤18cm、踏面≥26cm キ 階段の幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。) 2 建築物内部の公共的通路は、つぎ掲げる構造のもの ① 幅≥200cm、天井高さ≥250cm ② 段差の禁止 ③ 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ ④ 道路または建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者誘導用プロックを敷設 ⑤ 階段を設ける場合は、つぎの基準に定める構造 ア 踊り場を含めて、両側に手すりを設置 イ 踏面の端部とその周囲との色の明度、色相または彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能 ウ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造 エ 段がある部分の上下端に近接する部分および踊り場(直進≥250cmを除く。)の部分には、点状プロック等(※1)を敷設 オ 主たる階段は、回り階段でないこと。(回り階段以外を確保することが困難であるときは、この限りでない。) カ けあげ≤18cm、踏面≥26cm キ 階段の幅≥120cm(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)	7 8 9
□ 16 洗面所 便所、脱衣室等共用部分にある洗面台		1 洗面所を設ける場合には、床面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 上記1に掲げるもののほか、つぎに掲げる洗面器を1以上設置 ① 洗面台の前面には、車椅子の転回に必要なスペースを確保 ② 洗面器の上端の高さ≤75cm ③ 下部にひざに入る空間を確保 ④ 鏡下端≤洗面器上端から20cm ⑤ 排水トラップは、Pトラップ ⑥ 水栓金具は、光感知式等の自動式またはレバー式等容易に操作できるもの ⑦ 蛇口は、水が跳ねない仕様 3 上記2の洗面器以外の1以上の洗面器に手すりを設置 4 棚、フック等を設置	

整備項目	チェック 重点整備	整備内容		緩和措置
□ 17 屋上またはバルコニー 居住者等の共用のテラス、バルコニー等	—	1 床の表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 段差が生じる場合は、車椅子が円滑に通行可能な措置 3 車椅子使用者が円滑に利用できる空間の確保 4 高さ \geq 110cmの転落防止用の手すりを設置		
□ 18 緊急時の設備等 自動火災報知機等	—	1 警報装置は、光および音声によって非常事態の発生を告げる装置 2 避難経路上には、段差を設けないこと。(階から階に至る階段については、この限りでない。) 3 避難経路には、点滅誘導灯および誘導音響装置を設置		
□ 19 手すり 階段、スロープ等の手すり	—	1 75cm \leq 階段および廊下等の手すりの取付け高さ \leq 85cm (乳幼児利用のものを除く。) 2 60cm \leq 階段および廊下等の2段手すりの取付け高さ(下段) \leq 65cm ならびに 75cm \leq 階段および廊下等の2段手すりの取付け高さ(上段) \leq 85cm (乳幼児利用のものは除く。) 3 2段手すりの下段は、上段手すりの半径長さの分だけ、上段より壁から離して設置 4 形状は、円形または橢円形とし、握りやすいもの 5 手すりと壁との空き \geq 4cm、手すりの下側で支持 6 手すりの端部は、下方または壁面方向に曲げること。 7 階段および傾斜路の手すり端部の水平部長さ \geq 45cm 8 階段の昇降以前の水平部分に、現在位置および上下階の情報等を点字および墨字で表示		

2 特定経路等に追加される整備内容

整備項目	チェック 重点整備	整備内容		緩和措置
		・特定経路等について、配置図、平面図等に明示すること。		
□ 1 特定経路等	—	1 特定経路等上には、階段または段を設けない。(傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない。) 2 特定経路上には、階段または段を設けない。(傾斜路、EV等を併設している場合は、この限りでない。)		
□ 1-2 出入口 特定経路等で建築物内に設ける出入口	—	1 戸にガラスを設ける場合には、衝突防止の措置 2 出入口の幅(開放時有効) \geq 80cm (EV籠および昇降路の出入口を除く。) 3 出入口の幅(開放時有効) \geq 85cm (直接地上へ通する出入口、EV籠および昇降路の出入口を除く。) 4 屋外へ通する出入口は、つぎに掲げるもの ① 幅 \geq 100cm (開放時有効) ② ひさしままたは屋根を設置 5 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし 6 床の表面は、平たんで滑りにくい材料による仕上げ		
□ 1-3 廊下等 特定経路等に当たる建築物内の廊下	—	1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 2 階段の上下端に近接する部分に点状プロック(※1)等を敷設 3 幅 \geq 140cm 4 幅 \geq 120cm 5 50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない構造 (幅 \geq 140cmの場合は除く。) 6 手すりを設置 7 突出物を設けないこと (安全策を講じた場合は、この限りでない。) 8 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置 9 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
□ 1-5 傾斜路 特定経路等内の屋内傾斜路	—	1 兩側に連続した手すりを設置 2 手すりを設置 3 勾配 $>$ 1/12かつ高さ $>$ 16cmの傾斜がある部分に手すりを設置 4 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ 5 前後の廊下等との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 6 高さ $>$ 75cmの場合、高さ75cm以内ごとに踏幅 \geq 150cmの平たんな踊り場を設置 7 廊下等と交差する傾斜路の始点および終点には、平たんな部分を確保 8 始点および終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分の設置 9 勾配 \leq 1/12 10 高さ \leq 16cmの場合は、勾配 \leq 1/8 11 幅 \geq 120cm、階段併設の場合 \geq 90cm 12 兩側に側壁または高さ \geq 5cmの立ち上がりを設置		
□ 1-6 エレベーター および その乗降口バー 特定経路等として設けられたエレベーター	—	1 籠は、多数の者が利用する際に停止する。 2 籠・昇降路の出入口幅 \geq 80cm 3 籠の奥行き \geq 135cm (車椅子で利用できる機種である場合は、この限りでない。) 4 籠の奥行き \geq 115cm 5 籠の幅 \geq 140cm (車椅子で利用できる機種である場合は、この限りでない。) 6 車椅子の転回に支障のない構造 (車椅子で利用できる機種を採用するときは、この限りでない。) 7 乗降口バーは、高低差なく、幅および奥行き \geq 150cm \times 150cm 8 エレベーター付近に階段等を設ける場合は、乗降口バーに転落防止策を講ずること。 9 籠内および乗降口バーの車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設置 10 籠内および乗降口バーの制御装置(※4)が、点字等(※5)視覚障害者が円滑に操作可能な構造 11 籠内に、停止予定階および現在位置の表示装置を設置 12 籠の到着階ならびに籠および昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置を設置 13 乗降口バーに、籠の昇降方向を表示する装置を設置 14 籠内または乗降口バーに、籠の昇降方向を知らせる音声装置を設置 15 籠および昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置		

整備項目	チェック 重点整備	整備内容		緩和措置
		・特定経路等について、配置図、平面図等に明示すること。		
□ 1-7 特殊な構造または 使用形態のエレベー ターその他の昇降機	—	1 平成18年国土交通省告示第1492号第1第1号に規定する構造 — 2 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの — 3 籠の幅 \geq 70cmかつ奥行き \geq 120cm — 4 車椅子使用者が転回を要する場合、籠の大きさが十分確保されているもの		
□ 1-10 敷地内の通路 特定経路等として特に 整備を求められる 建築物外の通路	—	1 表面は、粗面または滑りにくい材料による仕上げ — 2 幅 \geq 120cm — 3 幅 \geq 135cm — 4 延長 \geq 50mごとに車椅子の転回に支障のない場所の設置 — 5 戸は、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし — 6 歩行者と車の動線を分離 — 7 階段等の下に、安全に歩行するために必要な高さおよび空間の確保または主として視覚障害者に配慮した安全な措置 — 8 排水溝等を設けない。（やむを得ず設ける場合は、車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないものとすること。） — 9 傾斜路は、つぎに掲げるもの ① 幅 \geq 135cmとし、段に併設する場合は、有効幅 \geq 90cm ② 幅 \geq 120cmとし、階段に併設する場合は、有効幅 \geq 90cm ③ 勾配 \leq 1/20 ④ 勾配 \leq 1/12（高さ \leq 16cmの場合は、勾配 \leq 1/8） ⑤ 手すりを設置 ⑥ 勾配 $>$ 1/12または高さ $>$ 16cmかつ勾配 $>$ 1/20の傾斜には手すりの設置 ⑦ 前後の通路との色の明度、色相または彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能 ⑧ 高さ $>$ 75cmの場合 高さ75cm以内ごとに踏幅 \geq 150cmの踊り場を設置 ⑨ 両側に側壁または高さ \geq 5cmの立ち上がりを設置 ⑩ 始点および終点には、車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分の設置	10	

備考

※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの
※2 つぎの構造を満たすこと。

ア腰掛便座、手すり等を適切に配置、イ車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保

※3 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

※4 車椅子使用者が利用しやすい位置およびその他の位置に制御装置を設ける場合は、当該その他の位置に設けるものに限る。

※5 ①文字等の浮き彫り、②音による案内、③点字および①または②に類するもの

緩和措置

- 高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビー併設設置の場合は適用外
- 踊り場が直進 \leq 250cmの場合は適用外
- ①から④に該当する場合はこの限りではない。
 - 直接地上に通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
 - 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階の場合
 - 多数の者の滞在時間が短い階の場合
 - 建築物の管理運営上、多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ない場合
- ①から④に該当する場合はこの限りではない。
 - 直接地上に通ずる出入口のある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
 - その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部または一部を他の階に設ける場合
 - 男子用の便所のみを設ける階に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
 - 女子用の便所のみを設ける階に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- ①から④に該当する場合はこの限りではない。
 - 駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合
 - 機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられ、かつ、機械式駐車場の駐車施設の数および機械式駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上である場合
 - 建築等(新築を除く。)を行う場合で、当該建築等に係る部分の駐車場に設ける駐車施設の数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上である場合
 - 建築等(新築を除く。)を行う場合で、当該建築等に係る部分に駐車場を設けない場合は1以上
- ①勾配 \leq 1/20の傾斜の上端に近接するもの、②高さ \leq 16cmかつ勾配 \leq 1/12の傾斜の上端に近接するもの、③段がある部分または傾斜路と連続して手すりを設ける踊り場等の場合を除く。
- 「エレベーターおよびその乗降ロビー」もしくは「特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機またはつぎに掲げる傾斜路を設けている場合および地形状やむを得ない場合を除く。
 - 手すりを設置、②前後の通路との色の明度、色相または彩度の大きいことでその存在を容易に識別可能、③点状ブロック等の適切な配置、
 - ④幅は、段に代わるもの \geq 140cm、段に併設するもの \geq 90cm、⑤勾配 $<$ 1/20、⑥高さ $>$ 75cm以内ごとに踏幅 \geq 150cmの踊り場を設置、⑦両側に側壁または立ち上がりを設置、⑧傾斜路の始点および終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分の設置
- 道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合は、当該歩道状空地への視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
- 「エレベーターおよびその乗降ロビー」もしくは「特殊な構造または使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める基準を満たすエレベーターその他の昇降機またはつぎに掲げる傾斜路を設けている場合および地形状やむを得ない場合を除く。
 - 手すりを設置、②前後の通路との色の明度、色相または彩度の大きいことでその存在を容易に識別可能、③点状ブロック等の適切な配置、
 - ④幅は、段に代わるもの \geq 140cm、段に併設するもの \geq 90cm、⑤勾配 $<$ 1/12、⑥高さ $>$ 75cm以内ごとに踏幅 \geq 150cmの踊り場を設置、⑦両側に側壁または立ち上がりを設置、⑧傾斜路の始点および終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分の設置
- ①高さ \leq 16cmにあっては、勾配 \leq 1/8、②高さ \leq 75cmまたは敷地の状況等によりやむを得ない場合は、勾配 \leq 1/12

◆整備の適合状況◆

重点整備内容合計	0	適合割合	%
重点整備内容対象数	0	適合状況	

整備内容合計	0	適合割合	%
整備内容対象数	0	適合状況	

$$\text{適合割合 (％)} = \frac{\text{整備を行う重点整備内容(整備内容)の合計} \quad [\text{○の数}]}{\text{重点整備内容(整備内容)の対象の合計} \quad [\text{○} \times \text{の数}]} \times 100\%$$

※「／」および「—」は数には含めない。

・適合状況には、適合割合に応じ、80%を超える場合「★★★」、20%を超える80%以下なら「★★」、0%を超える20%以下なら「★」の3段階で表示する。

なお、対象となる整備内容があるにも関わらず、整備内容合計が0の場合は「整備なし」と表示する。